

薬局における感染対策指針

ふれあい薬局グループ

目的

感染を未然に防ぎ、また地域において感染が発生した場合には、感染の拡大防止のため、平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応の維持・確保等が求められる。薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切に、質の高い医薬品提供ならびに薬剤師サービスの提供を維持・確保するとともに、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守ることを目的として、本指針を定める。

尚、発生後の対策としては BCP（業務継続計画）にて策定。

1、平時の対策

1.1 体制整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な体制を確保・構築するため、下記の体制とする。

- ・感染対策にかかる管理者 : 事業部長及び総務部長
- ・物品購入、補助金申請等の事務 : 運営センター
- ・職員の健康管理、労務管理 : エリア担当管理職、及び店長
- ・衛生管理 : エリア担当管理職、及び店長

1.2 指針・手順書の作成・整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応等を維持・確保するとともに、薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切で、質の高い医薬品提供間ラビに薬剤師サービスの提供を図り、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守るための「指針」を定めるとともに、当該指針に基づく「手順書」を作成する。

研修・訓練を通じて手順書も点検を行い、必要に応じて指針・手順書の見直しを行う。

1.3 研修・訓練の実施

職員自身の健康を維持するとともに、薬局を利用する地域住民・患者の健康を守り、必要な薬局機能および薬剤師サービスを提供できるよう、衛生管理および感染対策を適切に行うため、職員を対象とした研修・訓練を年1回以上実施する。

1.4 職員の健康管理

職員の健康管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.5 薬局の衛生管理

薬局の衛生管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.6 備蓄

薬局の衛生管理、職員の健康管理に必要な物品を備蓄する。当薬局の対応を手順書において定める。

2、発生時の対応

発生後の対策としては BCP（業務継続計画）にて策定。

<変更・廃止手続>

本指針の変更及び廃止は、状況等を踏まえ随時行うものとする。

<附則>

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用とする。